

委 託 設 計 書							委託方法	請 負		
所 属 部 課 名		みらい教育創造部 学校施設課			設計年月日		令和8年 5月 日			
部長	課長	補佐	補佐	主幹	主査	主査	班	班	設計者	
委 託 名 称		松戸市立中学・高等学校貯水槽清掃業務委託								
委 託 場 所		松戸市立第一中学校ほか20校								
年 度 科 目		令和8年度	委 託 期 間			自 令和8年 月 日				
						至 令和8年9月30日				
委 託 価 格		一金 円					設計内容審査済			
委 託 費 計		一金 円								
設 計 概 要		貯水槽(高架水槽、受水槽)内の水を排出し、水槽内を洗淨・消毒・清掃点検をする。								

第 1 表

貯水槽清掃

1校当り

名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
保全技術員		人				
保全技術員補		人				
点検作業車	ライトバン1,500cc	台				第2表参照
消耗品他		式	1.0			
計						

第 2 表

点検作業車

1日当り

名 称	規 格 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				
損 料	ライトバン1,500cc	時間				
諸 雑 費		式	1.0			
計						

貯水槽清掃業務委託仕様書

1. 趣 旨

この仕様書は、貯水槽清掃業務委託契約書に基づき、委託業務の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

2. 清掃対象物

松戸市立中学・高等学校の貯水槽を清掃するものとし、別表1の貯水槽容量一覧表に示すとおりとする。

3. 作業期間

夏季休業期間(令和8年7月18日から令和8年8月31日まで)を基本とするが、やむを得ない場合は、学校と調整し、履行期間までに業務を完了させること。

4. 業務責任者

この業務の責任者は、次の者のいずれかであること。

- (1) 建築物環境衛生管理技術者
- (2) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了した者

5. 業務従事者

この業務に従事するものは、健康管理、身体の衛生について次の事項を遵守しなければならない。

- (1) おおむね6箇月ごとに健康診断(検便)を実施し、その結果が陰性であること。
- (2) 作業実施当日は、下痢、風邪、皮膚病等感染疾病の病状がないこと。
- (3) 作業実施前には汚物等にふれる作業に従事しないこと。
- (4) 爪、頭髮等を清潔に保つこと。
- (5) 受水槽内に入る前に必ず手足を石鹼で洗い、厚生労働省認定の消毒薬で消毒すること。

6. 使用器具等

清掃業務に使用する器具、掃除用具類は全て良質なものを用品厚生労働省認定の消毒薬にて作業直前に完全に消毒し、本業務専用として他に併用しない。

7. 一般的事項

- (1) 受注者(以下「乙」という。)は、松戸市松戸市教育委員会(以下「甲」という。)との打ち合せを密にし、配置図面等により槽の状況を把握し、学校と連絡調整した上で工程表を作成し、それに基づき作業計画をたて関係機関へ断水時間、作業時間を連絡すること。又、工程表を契約締結後7日以内に甲に提出すること。

- (2) 乙は、使用人の行為によって起こした過失は、自ら行ったと同一の責任を負い自己の意思でないという理由でその責任を免れることはできない。
- (3) 乙は、作業を実施するにあたって使用する器材等により第三者に危害、損害を与えないよう万全の対策を講じなければならない。
- (4) 槽内の出入口通路に厚生労働省認定の消毒薬の液槽を置き、出入については消毒をし、槽内の清潔を保つこと。
- (5) 槽内の清掃について、洗剤等の薬品は使用しないこと。
- (6) 受水槽を清掃する際、水槽内の水を強制的に揚水しないこと。ただし地下受水槽の場合は、高架水槽に負荷がかからないように十分注意して揚水すること。
- (7) 高架水槽破損や高架水槽オーバーフロー管からの排水によって、校舎内に浸水したことによる損害においては、乙が現状復旧させ、それにかかる費用は乙が負担すること。

8. 環境整備

- (1) ポンプ室内の清掃を実施するとともに受水槽マンホールの錆を除去し、速乾性の塗料で防錆を実施すること。
- (2) ボールタップを取りはずし、ストレーナーの清掃を実施すること。
- (3) 貯水槽に使用されている防虫網を取りはずし、清掃を実施すること。
- (4) 貯水槽外部の高圧洗浄等を用い、清掃を実施すること。

9. 貯水槽清掃作業

貯水槽の清掃方法については、法令及び全国飲料水槽清掃管理協会等により示された方法で実施するものとし、その概要を次に示す。

- (1) 元バルブの閉栓
- (2) 使用器材の消毒
- (3) 槽内部排水
- (4) 槽内の照明
- (5) 槽内の換気を行う等危険防止措置を行う
- (6) 槽内の状況を写真撮影
- (7) 槽内作業前の点検
- (8) 高圧洗浄等により槽内清掃
- (9) 槽内部の異物除去
- (10) 槽内部機器の点検
- (11) 槽内部水の完全排水
- (12) 清掃後の写真撮影

- (13) 槽内の消毒
- (14) 満水復帰
- (15) 高架水槽の清掃も受水槽に準じて行う
- (16) 採水

10. 消毒作業

貯水槽清掃作業完了後、厚生労働省認定の消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）50～100PPMにて消毒洗浄するものとする。また消毒作業完了後は、槽内へ立ち入らないこと。

11. 作業工程の写真撮影

写真は全てカラー写真とし、清掃前後の撮影については同一の方向から同一の場所を写すこと。

又作業工程中の写真撮影箇所は次のとおりとする。

- (1) 車両及び使用器具
- (2) 貯水槽内部、外部清掃前後
- (3) ポンプ室内の清掃前後
- (4) ボールタップ、ストレーナーの清掃前後
- (5) 防虫網の清掃前後及びマンホールの防錆前後
- (6) 清掃後の水槽の蓋施錠後

以上撮影した写真と設備配置図面上の貯水槽の位置を明確にした上で、学校別に整理するものとする。また貯水槽清掃報告書と設備配置図面上の貯水槽の位置も明確にし、整理するものとする。

12. 作業完了後の検査

- (1) 給水管内の空気抜き後に給水栓末端からの出水を確認するとともにボールタップ、FMバルブ、揚水ポンプ等の作動状況を確認すること。
- (2) 貯水槽周辺清掃及び使用器具類の後かたづけを実施すること。

13. 水質検査

貯水槽満水復帰後、受水槽及び給水栓末端にて遊離残留塩素の検査を実施するものとする。

また建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第2号イに規定する水質検査は、高架水槽ごとに給水栓末端において採水し、水道法第20条登録または建築物飲料水水質検査業登録の検査機関に依頼し、水質検査の結果は学校環境衛生基準および水道法水質基準に適合していなければならない。なお、検査項目は、別表2のとおりとする。

1 4. 実施結果の報告

- (1) 乙は、業務を完了したときは、請求書、内訳書、完了届を甲に1部提出しなければならない。
- (2) 乙は、前項の提出に先立ち、貯水槽清掃報告書、写真、水質検査結果、その他監督職員が求める書類について、甲に全対象校分を1部（紙媒体）、各対象校に該当校分を1部（紙媒体）、提出するものとする。

1 5. その他

- (1) 5の(1)に規定する検便検査結果（写）を甲の指定する日までに甲に提出するものとする。
- (2) 5の(2)については、作業報告書等の提出文書に確認事項を記載すること。
- (3) 作業実施中に使用機械器具及び槽内部において問題点が発見された場合は、直ちに甲に連絡し、適切な措置を講ずること。
- (4) 作業実施のときに排出した砂等については校内の低地に敷均すること。
- (5) 本仕様書は一般的事項を示すものであり、不明の点及び本書に記載されていない事項については甲と協議して定めるものとする。
- (6) 乙は対象校やその他業務・工事等の関係者に対し、予め給水使用不能期間・作業範囲・車両駐車方法等、互いへの工程に影響を及ぼさないよう調整を図ること。

別表2 検査機関に依頼する水質検査項目

1. 一般細菌
2. 大腸菌
3. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
4. 塩化物イオン
5. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）
6. pH値
7. 味
8. 臭気
9. 色度
10. 濁度

別表1

貯水槽清掃対象校容量一覧

No.	学校名	①受水槽材質容量	①高架水槽材質容量	②受水槽材質容量	②高架水槽材質容量	受水槽数	高架水槽数	合計	
1	第一中	FRP 50 m ³	FRP 6 m ³	FRP 10 m ³	SUS 4 m ³	2 基	2 基	4 基	70 m ³
2	第二中	FRP 40 m ³	SUS 8 m ³		SUS 6 m ³	1 基	2 基	3 基	54 m ³
3	第三中	FRP 45 m ³	FRP 12 m ³			1 基	1 基	2 基	57 m ³
4	第四中	FRP 24 m ³	SUS 8 m ³	鋼板 16 m ³	FRP 5 m ³	2 基	2 基	4 基	53 m ³
5	第五中	FRP 40 m ³	FRP 12 m ³		FRP 5 m ³	1 基	2 基	3 基	57 m ³
6	第六中	FRP 36 m ³	SUS 10 m ³		SUS 14 m ³	1 基	2 基	3 基	60 m ³
7	小金中	鋼板 43 m ³	鋼板 6 m ³		FRP 6 m ³	1 基	2 基	3 基	55 m ³
8	常盤平中	FRP 42 m ³	FRP 10 m ³		FRP 8 m ³	1 基	2 基	3 基	60 m ³
9	栗ヶ沢中	鋼板 47 m ³	SUS 9 m ³		FRP 8 m ³	1 基	2 基	3 基	64 m ³
10	小金南中	FRP 30 m ³	FRP 12 m ³			1 基	1 基	2 基	42 m ³
11	古ヶ崎中	FRP 45 m ³	SUS 9 m ³			1 基	1 基	2 基	54 m ³
12	牧野原中	FRP 75 m ³	FRP 12 m ³			1 基	1 基	2 基	87 m ³
13	河原塚中	FRP 60 m ³	SUS 18 m ³			1 基	1 基	2 基	78 m ³
14	根木内中	FRP 50 m ³	FRP 17 m ³			1 基	1 基	2 基	67 m ³
15	新松戸南中	FRP 68 m ³	SUS 9 m ³			1 基	1 基	2 基	77 m ³
16	金ヶ作中	FRP 50 m ³	SUS 12 m ³			1 基	1 基	2 基	62 m ³
17	六実中	FRP 54 m ³	FRP 18 m ³			1 基	1 基	2 基	72 m ³
18	和名ヶ谷中	FRP 60 m ³	FRP 20 m ³			1 基	1 基	2 基	80 m ³
19	旭町中	FRP 30 m ³	FRP 8 m ³			1 基	1 基	2 基	38 m ³
20	小金北中	FRP 48 m ³	FRP 13 m ³			1 基	1 基	2 基	61 m ³
1	松戸高等学校	FRP 50 m ³	FRP 13 m ³		FRP 18 m ³	1 基	2 基	3 基	81 m ³
合計						23 基	30 基	53 基	1,329 m ³

学校数 21校

水質検査検体数 30